

千葉県環境影響評価関連図書のインターネットの利用による継続的公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県環境影響評価条例（平成10年千葉県条例第26号。以下「県条例」という。）、千葉市環境影響評価条例（平成10年千葉市条例第39号。以下「条例」という。）又は千葉市計画段階環境影響評価実施要綱（平成26年3月制定。以下「計画段階要綱」という。）の規定に基づく環境影響評価関連図書のインターネットの利用による公表について、事業者による公表の終了後に市が継続して公表を行うことにより、市民による環境影響評価に関する情報アクセスの利便性の向上を図り、もって事業に対する市民の理解を促進することを目的とする。

(対象とする図書)

第2条 この要綱の対象となる図書（以下「図書」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号から第4号まで及び第12号に掲げる図書については、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域又は関係地域に本市の区域が含まれる事業に係るものに限る。

- (1) 県条例第6条第1項に定める環境影響評価方法書
- (2) 県条例第14条第1項に定める環境影響評価準備書
- (3) 県条例第24条第2項に定める環境影響評価書又は第27条第4項に定める補正後の環境影響評価書
- (4) 県条例第40条第1項及び第3項に定める事後調査報告書及び補充調査報告書
- (5) 条例第8条第1項に定める事業計画概要書
- (6) 条例第9条第1項に定める環境影響評価方法書
- (7) 条例第17条第1項に定める環境影響評価準備書
- (8) 条例第26条第2項に定める環境影響評価書又は第29条第3項に定める補正後の環境影響評価書
- (9) 条例第42条第1項及び第3項に定める事後調査報告書及び補充調査報告書
- (10) 条例第49条第1項及び第3項に定める法対象事業事後調査報告書及び法対象事業補充調査報告書
- (11) 計画段階要綱第5条に定める計画段階環境配慮書
- (12) その他市長が必要と認める図書

(公表の方法)

第3条 公表は、市が、図書を市のウェブサイトに掲載すること（以下「ウェブ公表」という。）により行うものとする。

(公表の開始)

第4条 ウェブ公表を開始する日は、原則として、図書に係る県条例、条例又は計画段階要綱に定める縦覧期間満了の日の翌日とする。

(公表の許諾)

第5条 市は、事業者に対し、ウェブ公表への協力を求めるものとする。

2 事業者は、ウェブ公表に協力する場合は、様式第1号による許諾書及び当該図書の電子データを記録した電子媒体を、原則として法令等に基づく図書の提出と併せて市長に提出するものとする。

3 事業者は、前項の提出に当たっては、当該図書に図書の作成者以外の者が作成した地図、写真、図形等の著作物（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定めるものをいう。）があるときは当該著作物の著作権者にウェブ公表の許諾の可否を確認した上で、ウェブ公表を許諾しない部分を前項の許諾書に記載するとともに、当該図書から当該部分を除いた電子データも当該電子媒体に記録するものとする。

(電子データの仕様)

第6条 前条第2項の規定による電子媒体の提出は、原則として、次の各号によるものとする。

(1) 電子媒体は、DVD-R等の光ディスクとすること。

(2) 電子データのファイルはPDF形式とし、各々の容量を、章ごとに適宜分割すること等により概ね10メガバイト以下となるようにすること。

(著作権への留意)

第7条 市は、ウェブ公表を行うに当たっては、著作権に関する問題が生じないように、ウェブサイト上に、著作権者の許諾を得ないで図書の複製、転用等を行うことは禁止されている旨を記載するものとする。

(公表の終了)

第8条 市は、第5条第2項の規定によりウェブ公表に協力した事業者から当該ウェブ公表の終了の申出があった場合は、ウェブ公表を終了するものとする。

(その他)

第9条 インターネットの利用による公表についてその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月7日から施行する。

様式第 1 号

環境影響評価関連図書のウェブ公表に係る許諾書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)
連絡先

千葉市環境影響評価関連図書のインターネットの利用による公表に関する要綱第 3 条の規定により、下記の図書について、千葉市がウェブ公表を行うことを許諾します。

1 環境影響評価関連図書の名称

2 許諾状況

(1) すべて許諾

(2) 一部許諾

不許諾部分	著作権者	不許諾理由

地図について、国土地理院等の承認を得ている場合の承認番号

--

3 ウェブサイト上のファイルの印刷・ダウンロード

(1) 印刷

可 不可

(2) ダウンロード

可 不可